令和6年度独占禁止法に関する研修会 よくあるお問い合わせ(Q&A)

<u>R6.8.21</u>版

NO.	Q	А
研修	多会の開催・申込関係	
1	受講は義務ですか。	義務ではありません。 ただし、受講すると入札参加資格の加点項 目である「独占禁止法の遵守体制の整備」の 加点条件の1つを満たすことができます。
2	去年、受けたのですが今年も受ける必要が ありますか。	入札参加資格の受付時の加点に限れば、審 査基準日の前日までの2年間に1回でも受け ていれば認められます。ただし、毎年講習を 受けて独占禁止法への理解を深めていただく ことは大歓迎です。
3	受講申請は受付期間終了後でもできますか。	申請期間終了後は、電子申請システムから の申請はできません。 まずは、技術調査課までご連絡ください。 なお、CPDやCPDSの学習履歴申請を予 定している方は、参加を希望する開催日の1 週間前までにご連絡ください。
4	来年以降も実地とオンラインの両方の手段 で開催するのですか。	次年度以降の開催方法については随時検討 を行って参ります。
5	研修資料はありますか。	令和6年度独占禁止法に関する研修会のホ ームページ内に掲載する予定です(8月下旬 ごろ)。 オンライン研修にご参加の方は、各自ダウ ンロードの上、ご利用ください。 対面での研修にご参加の方は、当日資料を 用意しておりますので、お持ちいただく必要 はありません。
6	申し込み後、メールが届きません。	迷惑メールの設定をご確認いただき、技術 調査課までお問い合わせください。
7	申し込み後、自動配信されるメール以外 に、研修の受講決定について通知等はありま すか。	ありません。受講申込後すぐに自動配信されるメールが受信できましたら、申込は完了です。当日に現地またはオンラインにより研修にご参加ください。 メールが受信できない場合は、技術調査課までお問い合わせください。
受調	講証明書、入札参加資格関係	
8	受講証明書はどうすれば発行されるのですか。	対面・オンラインを問わず、研修を受講さ れた方に、受講証明書を発行します(1名に つき1枚)。

 ただし、以下のいずれかに該当した場合は 受講証明書を発行できない場合があります。 ①講演開始時刻を超過して、研修に参加された方 ②研修を途中退出された方 ②研修を途中退出された方 ②面研修では、受付時に受講証明書を配布し、終了後に受付印を押印します。受付印のない受講証明書は使用出来ませんのでご注意 ください。 オンライン研修では、後日、受付印を押印した受講証明書を発行し、郵送にて送付します (「修終了後、1週間程度)。 ただし、NO.6の①または②に該当した場合は受講証明書を発行できない場合がございますのでご留意ください。 10 この講習を受けるだけで入札参加資格の加 点項目である「独占禁止法の遵守体制の整備」で加点を受けられますか。 10 この講習を受けられますか。 10 この講習を受けられますか。 10 この講習を受けられますか。 11 この講習を受けられますか。 12 この講習会も社外研修の一つです。)又は社内研修を審査基準日の前日までの2年間に実施したことがあること (3) 監査体制としての担当部署や担当者等を設置していること (4) 従業員が相談・通報等できる窓口を設置していること (4) 従業員が相談・通報等できる窓口を設置していること (5) 監査を設置していること (4) 従業員が相談・通報等できる窓口を設置していること (5) ごろこと (5) ごろこと (4) 従業員が相談・通知等できる窓口を設置していること (5) ごろいで(第 			
 受講証明書を発行できない場合があります。 (1請演開始時刻を超過して、研修に参加された方 ② 研修を途中退出された方 ② 研修を途中退出された方 ② 可修を途中退出された方 ② 可修を途中退出された方 ③ の時を途中退出された方 ② 可修を途中退出された方 ② 可修を途中退出された方 ② 可修を途中退出された方 ③ の研修では、受付時に受講証明書を配布し、終了後に受付印を押印します。受付印のない受講証明書はののでご注意ください。 オンライン研修では、後日、受付印を押印した受講証明書を発行し、朝送にて送付します(研修経了後、1週間程度)。 ただし、NO.60のうまたは②に該当した場合は受講証明書を発行できない場合がございますのでご留意ください。 10 この講習を受けるだけで入札参加資格の加点項目である「独占禁止法の遵守体制の整備」の加点を受けるには (1) 独占禁止法の遵守を書の第日のがあります。「独占禁止法の遵守を書を登置していること (2) 社外研修(この講習会も社外研修のつつです。)又は社内研修を審査基準日の前日目での2 年間に実施したことがあること (3) 監査体制としての担当部署や担当者等を設置していること (4) 従業員が相談・通報等できる窓口を設置していること (4) 従業員が相談・通報等できる窓口を設置していること 上記を全て満たす必要があります。 詳しくは、「指付けの例外措置の要件(「独占禁止法の遵守体制の整備)」について(原本) (1) 独占式になったすい)の (2) ポートの理当部署の方のます。 (1) 近くにで (1) 近くに、「指付けの例外措置の要件(「独占禁止法の遵守体制の整備)」について(原本) (1) ジェであったすすい)の (1) ジェであったすすい)の (1) ジェであったすすい (1) ジェであったさる窓口を設置していること (2) 社外研修しての指当部署や担当者等を設置していること (3) 監査を示制の整備のの要件(「独占禁止法の遵守体制の整備)」について(原本) (4) 従業員が相談・通報等できる窓口を設定したるの 			ただし、以下のいずれかに該当した場合は
 ① 請渡開始時刻を超過して、研修に参加された方 ② 受講証明書はいつ交付されますか。 ② 可能を途中退出された方 ③ 受講証明書はいつ交付されますか。 ジ面研修では、受付時に受講証明書を配布し、総了後に受付印を押印します。受付印のない受講証明書は使用出来ませんのでご注意ください。 オンライン研修では、後日、受付印を押印した受講証明書を発行し、郵送にて送付します(研修終了後、1週間程度)。 ただし、NO.6の①または②に該当した場合は受講証明書を発行できない場合がございますのでご留意ください。 10 この講習を受けるだけで入札参加資格の加点項目である「独占禁止法の遵守体制の整備」の加点を受けるには 11 (1) なの読習を受けられますか。 10 この講習を受けられますか。 10 この講習を受けられますか。 11 (1) なの読書を発行できない場合がございますのでご留意ください。 12 (1) なら楽止法遵守マニュアルを作っていること (2) 社外研修(この講習会も社外研修のつつです。)又は社内研修を審査基準日の前日までの2年間に実施したことがあること (3) 監査体制としての担当部署や担当者等を設置していること (4) 従業員が相談・通報等できる窓口を設置していること 上記を全て満たす必要があります。 詳しくは、「指付けの例外措置の要件(「独占禁止法の遵守体制の整備)」について(県相告) 			受講証明書を発行できない場合があります。
 10 この講習を受けるだけで入札参加資格の加			①講演開始時刻を超過して、研修に参加さ
2研修を途中退出された方 9 受講証明書はいつ交付されますか。 対面研修では、受付時に受講証明書を配布 し、終了後に受付印を押印します。受付印の ない受講証明書は使用出来ませんのでご注意 ください。 オンライン研修では、後日、受付印を押印 した受講証明書を発行し、郵送にて送付しま す (研修終了後、1週間程度)。 ただし、NO.6の①または2に該当した場 合は受講証明書を発行できない場合がござい ますのでご留意ください。 10 この講習を受けるだけで入札参加資格の加 点項目である「独占禁止法の遵守体制の整 備」で加点を受けられますか。 他にも条件があります。「独占禁止法の遵守 く知の難信」の加点を受けるには (1)独占禁止法遵守マニュアルを作ってい ること (2) 社外研修(この講習会も社外研修の一 つです。)又は社内研修を審査基準日の前日書 での2年間に実施したことがあること (3) 監査体制としての担当部署や担当者等 を設置していること (4) 従業員が相談・通報等できる窓口を設 置していること 上記を全て満たす必要があります。 詳しくは、「路付けの例外措置の要件(「独 占葉止法の遵守体制の整備)しこついて(県和 人)(1))			れた方
9 受講証明書はいつ交付されますか。 対面研修では、受付時に受講証明書を配布し、終了後に受付印を押印します。受付印のない受講証明書は使用出来ませんのでご注意ください。 インライン研修では、後日、受付印を押印した受講証明書を発行し、郵送にて送付します(研修経了後、1週間程度)。 ただし、NO.6の①または②に該当した場合は受講証明書を発行できない場合がございますのでご留意ください。 10 この講習を受けるだけで入札参加資格の加点項目である「独占禁止法の遵守体制の整備」の加点を受けるには 他にも条件があります。「独占禁止法の遵守体制の整備」の加点を受けるには 第 小面点を受けられますか。 他にも条件があります。「独占禁止法の遵守体」のごとしていること (2) 社外研修(この講習会も社外研修の一つです。)又は社内研修を審査基準日の前日司での2年間に実施したことがあること つこの2年間に実施したことがあること (3) 監査体制としての担当部署や担当者等を設置していること (4) 従業員が相談・通報等できる窓口を設置していること ビいること 上記を全て満たす必要があります。 詳しくは、「烙付けの例外措置の要件(「独占禁止はの運行を制の整備」)について(県和			②研修を途中退出された方
 し、終了後に受付印を押印します。受付印のない受講証明書は使用出来ませんのでご注意ください。 オンライン研修では、後日、受付印を押印した受講証明書を発行し、郵送にて送付します(研修終了後、1週間程度)。 ただし、NO.6の①または②に該当した場合は受講証明書を発行できない場合がございますのでご留意ください。 10 この講習を受けるだけで入札参加資格の加備」の加点を受けるにはである「独占禁止法の遵守体制の整備」の加点を受けるには (1) 独占禁止法遵守マニュアルを作っていること (2) 社外研修(この講習会も社外研修のつつです。)又は社内研修を審査基準日の前日までの2年間に実施したことがあること (3) 監査体制としての担当部署や担当者等を設置していること (4) 従業員が相談・通報等できる窓口を設置していること (5) 監査体制としての担当部署や担当者等を設置していること (4) 従業員が相談・通報等できる窓口を設置していること (5) ごびること (5) ごびること (6) ごびること (7) ごびですのあります。 	9	受講証明書はいつ交付されますか。	対面研修では、受付時に受講証明書を配布
ない受講証明書は使用出来ませんのでご注意 ください。 オンライン研修では、後日、受付印を押印 した受講証明書を発行し、郵送にて送付しま す(研修終了後、1週間程度)。 ただし、NO.6の①または②に該当した場 合は受講証明書を発行できない場合がござい ますのでご留意ください。 10 この講習を受けるだけで入札参加資格の加 点項目である「独占禁止法の遵守体制の整 備」で加点を受けられますか。 10 この講習を受けるたけで入札参加資格の加 点項目である「独占禁止法の遵守体制の整 備」で加点を受けられますか。 10 この講習を受けるたけで入札参加資格の加 点項目である「独占禁止法の遵守体制の整 備」の加点を受けるたけで入札参加資格の加 個にも条件があります。「独占禁止法の遵守 本制の整備」の加点を受けるには (1)独占禁止法遵守マニュアルを作ってい ること (2) 社外研修(この講習会も社外研修の一 つです。)又は社内研修を審査基準日の前日司 での2 年間に実施したことがあること (3) 監査体制としての担当部署や担当者等 を設置していること (4) 従業員が相談・通報等できる窓口を設 置していること 上記を全て満たす必要があります。 詳しくは、「路付けの例外措置の要件(「独 古禁止法の遵守体制の整備」)について(県本			し、終了後に受付印を押印します。受付印の
 ください。オンライン研修では、後日、受付印を押印した受講証明書を発行し、郵送にて送付します(研修総了後、1週間程度)。ただし、NO.6の①または②に該当した場合は受講証明書を発行できない場合がございますのでご留意ください。 10 この講習を受けるだけで入札参加資格の加点項目である「独占禁止法の遵守体制の整備」の加点を受けるには (1) 独占禁止法遵守マニュアルを作っていること (2) 社外研修(この講習会も社外研修の一つです。)又は社内研修を審査基準日の前日目での2年間に実施したことがあること (3) 監査体制としての担当部署や担当者等を設置していること (4) 従業員が相談・通報等できる窓口を設置していること (5) 監査な制としての担当部署や担当者等を設置していること (4) 従業員が相談・通報等できる窓口を設置していること (5) 監査なて満たす必要があります。 (7) なって、 			ない受講証明書は使用出来ませんのでご注意
 オンライン研修では、後日、受付印を押印した受講証明書を発行し、郵送にて送付します(研修終了後、1週間程度)。ただし、NO.6の①または②に該当した場合は受講証明書を発行できない場合がございますのでご留意ください。 この講習を受けるだけで入札参加資格の加点項目である「独占禁止法の遵守体制の整備」の加点を受けるには (1) なら禁止法遵守マニュアルを作っていること (2) 社外研修(この講習会も社外研修の一つです。)又は社内研修を審査基準日の前日までの2年間に実施したことがあること (3) 監査体制としての担当部署や担当者等を設置していること (4) 従業員が相談・通報等できる窓口を設置していること (4) 従業員が相談・通報等できる窓口を設置していること 第しくは、「格付けの例外措置の要件(「独古法に法の要す体制の整備」)について(県本) 			ください。
 した受講証明書を発行し、郵送にて送付します(研修終了後、1週間程度)。ただし、NO.6の①または②に該当した場合は受講証明書を発行できない場合がございますのでご留意ください。 この講習を受けるだけで入札参加資格の加点項目である「独占禁止法の遵守体制の整備」の加点を受けるには (1) なら禁止法遵守マニュアルを作っていること (2) 社外研修(この講習会も社外研修の一つです。)又は社内研修を審査基準日の前日までの2年間に実施したことがあること (3) 監査体制としての担当部署や担当者等を設置していること (4) 従業員が相談・通報等できる窓口を設置していること (4) 従業員が相談・通報等できる窓口を設置していること (5) 監査全で満たす必要があります。 			オンライン研修では、後日、受付印を押印
 す(研修終了後、1週間程度)。 ただし、NO.6の①または②に該当した場合は受講証明書を発行できない場合がございますのでご留意ください。 この講習を受けるだけで入札参加資格の加点項目である「独占禁止法の遵守体制の整備」の加点を受けるには (1)独占禁止法遵守マニュアルを作っていること (2)社外研修(この講習会も社外研修の一つです。)又は社内研修を審査基準日の前日までの2年間に実施したことがあること (3)監査体制としての担当部署や担当者等を設置していること (4)従業員が相談・通報等できる窓口を設置していること (5)監査全て満たす必要があります。 			した受講証明書を発行し、郵送にて送付しま
 ただし、NO.6の①または②に該当した場合は受講証明書を発行できない場合がございますのでご留意ください。 この講習を受けるだけで入札参加資格の加点項目である「独占禁止法の遵守体制の整備」の加点を受けるには で加点を受けられますか。 他にも条件があります。「独占禁止法の遵守体制の整備」の加点を受けるには 独占禁止法遵守マニュアルを作っていること 社外研修(この講習会も社外研修の一つです。)又は社内研修を審査基準日の前日までの2年間に実施したことがあること 監査体制としての担当部署や担当者等を設置していること 金融等できる窓口を設置していること ビスの置いていること ビスの置いたること ビスの置いていること ビスの置いていること ビスのこと ビスの書のの支払 ビスの運行体制の整備」)について(県本) 			す(研修終了後、1週間程度)。
 合は受講証明書を発行できない場合がございますのでご留意ください。 10 この講習を受けるだけで入札参加資格の加点項目である「独占禁止法の遵守体制の整備」の加点を受けるには (1) 独占禁止法遵守マニュアルを作っていること (2) 社外研修(この講習会も社外研修の一つです。)又は社内研修を審査基準日の前日までの2年間に実施したことがあること (3) 監査体制としての担当部署や担当者等を設置していること (4) 従業員が相談・通報等できる窓口を設置していること (5) 監査全人間のの外措置の要件(「独古禁止法の遵守体制の整備」)について(県本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日			ただし、NO.6の①または②に該当した場
 ますのでご留意ください。 10 この講習を受けるだけで入札参加資格の加 点項目である「独占禁止法の遵守体制の整 備」で加点を受けられますか。 (相) で加点を受けられますか。 (1) 独占禁止法遵守マニュアルを作っていること (2) 社外研修(この講習会も社外研修の一つです。)又は社内研修を審査基準日の前日までの2年間に実施したことがあること (3) 監査体制としての担当部署や担当者等を設置していること (4) 従業員が相談・通報等できる窓口を設置していること (4) 従業員が相談・通報等できる窓口を設置していること (5) 定していること 上記を全て満たす必要があります。 詳しくは、「格付けの例外措置の要件(「独占禁止法の遵守体制の整備」)について(県本) 			合は受講証明書を発行できない場合がござい
 10 この講習を受けるだけで入札参加資格の加 点項目である「独占禁止法の遵守体制の整 備」で加点を受けられますか。 10 たの講習を受けられますか。 他にも条件があります。「独占禁止法の遵守体制の整備」の加点を受けるには (1)独占禁止法遵守マニュアルを作っていること (2)社外研修(この講習会も社外研修の一つです。)又は社内研修を審査基準日の前日までの2年間に実施したことがあること (3)監査体制としての担当部署や担当者等を設置していること (4)従業員が相談・通報等できる窓口を設置していること (4)従業員が相談・通報等できる窓口を設置していること (5) 上記を全て満たす必要があります。 詳しくは、「格付けの例外措置の要件(「独占禁止法の遵守体制の整備」)について(県本) 			ますのでご留意ください。
 点項目である「独占禁止法の遵守体制の整備」の加点を受けるには (1)独占禁止法遵守マニュアルを作っていること (2)社外研修(この講習会も社外研修の一つです。)又は社内研修を審査基準日の前日までの2年間に実施したことがあること (3)監査体制としての担当部署や担当者等を設置していること (4)従業員が相談・通報等できる窓口を設置していること 上記を全て満たす必要があります。 詳しくは、「格付けの例外措置の要件(「独 占禁止法の遵守体制の整備」)について(県本) 	10	この講習を受けるだけで入札参加資格の加	他にも条件があります。「独占禁止法の遵守
 備」で加点を受けられますか。 (1)独占禁止法遵守マニュアルを作っていること (2)社外研修(この講習会も社外研修の一つです。)又は社内研修を審査基準日の前日までの2年間に実施したことがあること (3)監査体制としての担当部署や担当者等を設置していること (4)従業員が相談・通報等できる窓口を設置していること 上記を全て満たす必要があります。 詳しくは、「格付けの例外措置の要件(「独占禁止法の遵守体制の整備」)について(県本) 		 点項目である「独占禁止法の遵守体制の整	体制の整備」の加点を受けるには
ること (2) 社外研修(この講習会も社外研修の一 つです。)又は社内研修を審査基準日の前日までの2年間に実施したことがあること (3) 監査体制としての担当部署や担当者等 を設置していること (4) 従業員が相談・通報等できる窓口を設 置していること 上記を全て満たす必要があります。 詳しくは、「格付けの例外措置の要件(「独 占禁止法の遵守体制の整備」)について(県本		備」で加点を受けられますか。	(1) 独占禁止法遵守マニュアルを作ってい
 (2) 社外研修(この講習会も社外研修の一つです。)又は社内研修を審査基準日の前日までの2年間に実施したことがあること (3) 監査体制としての担当部署や担当者等を設置していること (4) 従業員が相談・通報等できる窓口を設置していること 上記を全て満たす必要があります。 詳しくは、「格付けの例外措置の要件(「独占禁止法の遵守体制の整備」)について(県本) 			ること
つです。)又は社内研修を審査基準日の前日までの2年間に実施したことがあること (3) 監査体制としての担当部署や担当者等を設置していること (4) 従業員が相談・通報等できる窓口を設置していること 上記を全て満たす必要があります。 詳しくは、「格付けの例外措置の要件(「独 占禁止法の遵守体制の整備」)について(県本			(2) 社外研修(この講習会も社外研修の一
での2年間に実施したことがあること (3) 監査体制としての担当部署や担当者等 を設置していること (4) 従業員が相談・通報等できる窓口を設 置していること 上記を全て満たす必要があります。 詳しくは、「 <u>格付けの例外措置の要件(「独</u> 占禁止法の遵守体制の整備」)について(県本			 つです。)又は社内研修を審査基準日の前日ま
(3) 監査体制としての担当部署や担当者等 を設置していること (4) 従業員が相談・通報等できる窓口を設 置していること 上記を全て満たす必要があります。 詳しくは、「 <u>格付けの例外措置の要件(「独</u> 占禁止法の遵守体制の整備」)について(県本			での2年間に実施したことがあること
を設置していること (4)従業員が相談・通報等できる窓口を設 置していること 上記を全て満たす必要があります。 詳しくは、「 <u>格付けの例外措置の要件(「独</u> <u>占禁止法の遵守体制の整備」)について</u> (県オ			(3) 監査体制としての担当部署や担当者等
(4) 従業員が相談・通報等できる窓口を設置していること 上記を全て満たす必要があります。 詳しくは、「 <u>格付けの例外措置の要件(「独</u> <u>占禁止法の遵守体制の整備」)について</u> (県本			を設置していること
置していること 上記を全て満たす必要があります。 詳しくは、「 <u>格付けの例外措置の要件(「独</u> <u>占禁止法の遵守体制の整備」)について</u> (県オ			(4) 従業員が相談・通報等できる窓口を設
上記を全て満たす必要があります。 詳しくは、「 <u>格付けの例外措置の要件(「独</u> <u>占禁止法の遵守体制の整備」)について</u> (県オ			置していること
詳しくは、「 <u>格付けの例外措置の要件(「独</u> <u> 占禁止法の遵守体制の整備」)について</u> (県オ			上記を全て満たす必要があります。
<u> 占禁止法の遵守体制の整備」)について</u> (県ホ			詳しくは、「格付けの例外措置の要件(「独
			占禁止法の遵守体制の整備」)について(県木
11 この講習を受ければ入札参加資格の加点項 加点を受けるには申請が必要です。	11		加点を受けるには申請が必要です。
		 目である「独占禁止法の遵守体制の整備」に	また、格付けの例外措置に該当している場
自動的に加点されますか。 合は、解消の報告も必要です。		自動的に加点されますか。	合は、解消の報告も必要です。
詳しくは、「地方基準点数の定期再算定につ			詳しくけ 「地方其進占物の定期再質定につ
いて(県ホームページ)」をご覧ください。			
 CPD・CPDS 関係			いて(県ホームページ)」をご覧ください。
12 CPD・CPDS とは何ですか。 CPDとは建築士会が建築士等の能力開発	CI	│ ⊃D・CPDS 関係	いて いて いて (県ホームページ)」をご覧ください。
にふさわしい研修として認定した講習会等の	CI 12	PD・CPDS 関係 CPD・CPDS とは何ですか。	いて(県ホームページ)」をご覧ください。 CPDとは建築士会が建築士等の能力開発
研修プログラムにCPD参加者が出席し、そ	Cl 12	PD・CPDS 関係 CPD・CPDS とは何ですか。	いて(県ホームページ)」をご覧ください。 CPDとは建築士会が建築士等の能力開発 にふさわしい研修として認定した講習会等の
の情報をCPD単位として建築士会が専用サ	CI 12	PD・CPDS 関係 CPD・CPDS とは何ですか。	いて(県ホームページ)」をご覧ください。 CPDとは建築士会が建築士等の能力開発 にふさわしい研修として認定した講習会等の 研修プログラムにCPD参加者が出席し、そ
	CI 12	PD・CPDS 関係 CPD・CPDS とは何ですか。	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

		履歴を蓄積します。この履歴に基づき、参加 者の求めに応じて建築士会が証明書を発行す る仕組みです。(建築士会ホームページより) CPDSとは CPDS は個人 ID の加入者が講 習会などで学習をした場合に、その学習の記 録を登録し、必要な場合に学習履歴の証明書 を発行するシステムです。 一般に継続学習は CPD (Continuing Professional Development) と呼ばれます が、一般社団法人全国土木施工管理技士会連 合会(JCM)は平成 12 年に他の建設系学・協 会に先がけいち早く CPD を導入し、特に固 有の名称として CPD に System のSを付け
		ジより)
13	受講申込時の「CPD 又は CPDS 登録番 号」とは、何を指していますか。	該当がない場合は入力の必要はありません。
		【CPDSの場合】 一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会 が発行する CPDS 技術者証に記載されている 登録番号のことです。(※「個人ID」と同義) 【CPDの場合】 (建築士会 CPD 参加者または建築施工管 理技士の場合)11桁の CPD 番号のことで す。一級建築士の場合は6桁の番号のみ。二 級建築士の場合は二+登録県名+番号です。 (例:二和歌山987654) 木造建築士の場合は、木+登録県名+番号で す。(例:木和歌山987654) (一社)建設業振興基金の登録者の場合は、 「ききんの CPD」で発行されているID(カ ード番号と同じ)です。 (公社)日本建築積算協会 CPD 参加者の場合 は、上記の例示の他に下記の番号をご記入下 さい。
		 ・建築コスト管理士 80M+0000+登録番号(5桁) ・建築積算士 80E+0000+登録番号(5桁) ・建築積算協会員

		80F+0000+登録番号(5桁)
14	CPD(CPDS)の学習履歴申請はどの	今年度の独占禁止法に関する研修会では、
	ようにすればよいですか。	CPDの学習履歴申請は一括して和歌山県が
		代理で申請します。
		CPDS の学習履歴申請については、県は大
		理での申請を行いませんので、各自申請をお
		願いします。申請方法については、(一社)全
		国土木施工管理技士会連合会 HP
		(<u>https://www.ejcm.or.jp/about-cpds/</u>)
		に掲載されている「CPDS ガイドライン」を
		ご参照ください。
15	CPD(CPDS)の認定されるユニット	3unit(3単位)です。
	数はいくつですか。	
16	CPD と CPDS 両方の学習履歴を申請する	和歌山県としては可能です。ただし、各認定
	ことは可能ですか。	団体(一般社団法人全国土木施工管理技士会連
		合会、建築士会)がどのように取り扱うかは、
		各団体によりますので、1つの研修を2以上
		の別団体に学習履歴申請した場合どのような
		取り扱いになるか、各認定団体にお問い合わ
		せください。
17	なぜオンライン研修では、CPD 及び	認定団体におけるオンラインセミナーの単
	CPDS の申請ができないのですか。	位認定基準が厳格化していることを受け、今
		年度からオンライン研修では、申請の対象外
		となりました。
		申請をご希望される場合は、対面での研修
		会にご参加ください。
オ	ンラインでの受講について	
18	オンラインでの受講に不安があります。	手引きをご用意していますので、一度ご参
		照ください(令和6年度独占禁止法に関する
		研修会のホームページ上で公開しています)。
		また、個別にご相談も承りますので、所管
		の振興局建設部または技術調査課あてご連絡
		※開催日まで余裕かある場合は、メールで の問い合わせたお願いします
19	Microsoft Teams アプリは必ずダウンロー	パリコンで受講していただく場合は、ダウ
	ドレないといけないのですか。また、お金は	····································
	かかりますか。	(GoogleChrome <i>t</i>) MicrosoftEdge <i>t</i>)
		Safari いずれかのブラウザで研修 LIRI を開
		いていただければ、研修に参加できます。)
		タブレット等のタッチパネル端末をご利用
		の方は、必ずアプリをダウンロードしてくだ

		さい。なお、アプリは無料です。
20	Microsoft Edge で Microsoft Teams に	以下の手順をお試しください。
	サインインしようとすると、サイトが継続的	1.Edge の [設定] ウィンドウで、[サイトの
	にループし、サインインできなくなります。	アクセス許可] および [Cookie およびサイ
		ト データ] を選択します。
		2.[サイトに Cookie データの保存と読み取
		りを許可する(推奨)]をオンにし、[サード
		パーティの Cookie をブロックする] がオフ
		になっていることを確認します。 または、サ
		ードパーティの Cookie をブロックしたまま
		にする必要がある場合は、手順 3 を実行し
		ます。
		3.同じウィンドウで、[許可] の下にある [追
		加] を選択 して、次のサイトを追加します。
		• [*.]microsoft.com
		 [*.]microsoftonline.com
		 [*.]teams.skype.com
		 [*.]teams.microsoft.com
		 [*.]sfbassets.com
		 [*.]skypeforbusiness.com
		4.もう一度サインインをお試しください。
21	パソコンはカメラ付きでないとだめです	カメラもマイクも必要ありません。
	か。	
22	受講者の姿は映るのでしょうか。	受講者の姿は映りません。(研修受講中はカ
		メラやマイクはオフにしてください。オンに
		すると映ってしまいます。)
23	申込をしたパソコンと異なるパソコンで視	問題ありません。
	聴してもよいですか。	
24	会議入場の際に、受講者旧の後ろに(ゲス	問題ありません。受講者 ID が表示されてい
	ト)という文字が付いていますが、問題ない	れば大丈夫です。
	ですか。	
25	研修会に出席(Teams 会議に参加)したと	パソコンの場合
	ころ、自分の顔が映っています。消すにはど	
	うすれば良いですか。	

